様式第三（第五十条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フロン類回収業 | 登　　　録 | 申請書 |
| 登録の更新 |
| ※登録番号 |  |
| ※登録年月日 |  |

年　　月　　日

盛岡市長　　　　　　　様

（郵便番号）

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業の登録（登録の更新）を申請します。

|  |
| --- |
| 役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　名 | 役　職　名 |
|  |  |
| 法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　名 |  |
|  | 住　　所 | （郵便番号）　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号 |
| 法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） |
|  | 名称 |  |
|  | （ふりがな）代表者の氏名 |  |
|  | 住　所 | （郵便番号）電話番号 |
| 法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　名 | 役職名 |
|  |  |  |
| 事業所の名称及び所在地 |
|  | （ふりがな）名　　称 |  |
|  | 所 在 地 | （郵便番号）　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号 |
| 回収しようとするフロン類の種類 |
|  | ＣＦＣ |  |
| ＨＦＣ |  |
| フロン類回収設備の種類、能力及び台数 |
|  | 設備の種類 | 能　　　力 |
| 200g/min未満 | 200g/min以上 |
|  | ＣＦＣ用 | 台 | 台 |
|  | ＨＦＣ用 | 台 | 台 |
|  | ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用 | 台 | 台 |

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

３　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

|  |
| --- |
| 盛岡市収入証紙貼付欄 |

自動車リサイクルフロン類回収業業（新規・更新）　４，５００円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※　はがれないように、枠の中にしっかりと糊付けしてください。

※　既納の手数料は還付できませんのでご注意願います。

別記様式第１６号

（フロン類回収業者用）

誓約書

申請者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第５６条第１項第１号から第７号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

　　　年　　月　　日

申請者

住所（所在地）

氏　名

（法人にあっては名称及び代表者名）

盛岡市長　　　　　　　　　　様

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第56条第１項第１号から第７号の概要

第１号　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

第２号　自動車リサイクル法、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

第３号　自動車リサイクル法第58条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者

第４号　フロン回収業者で法人であるものが、自動車リサイクル法第58条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの

第５号　自動車リサイクル法第58条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者

第６号　フロン回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

第７号　法人でその役員のうち第１号から第５号までのいずれかに該当する者があるもの